

参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、28 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。（直近の改正：平成 23 年 10 月 27 日、カドミウムの基準値を 0.01mg/L から 0.003mg/L 以下に変更。）

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。（水質汚濁防止法第 12 条の 3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第 15 条、16 条、17 条）

(3) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等において汚水の流出事故が発生し、地下に浸透すること等により人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付け。（水質汚濁防止法第 14 条の 2）

(4) 浄化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して浄化措置をとることを命令。（水質汚濁防止法第 14 条の 3）

(5) 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設における構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等を義務付け。（水質汚濁防止法第 12 条の 4、第 14 条第 5 項等）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成 11 年 1 月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成 13 年 7 月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針（平成 13 年 7 月）

施肥対策を含めた土壌管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

(4) 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（平成 25 年 6 月改定）

平成 24 年 6 月より施行された地下水汚染の未然防止のための制度について、制度の内容、対象となる施設、必要な手続き、制度の内容及びその具体的な対策等に関するマニュアルを策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 揮発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成 16 年 7 月)

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

(参照; <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>)

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成 16 年 7 月)

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html)

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施(平成 16 年度～平成 21 年度)

硝酸性窒素浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水ー気づいていますか? 硝酸性窒素汚染ー」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html)

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施(平成 17 年度～平成 19 年度)

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要な調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討(平成 21 年度～)

硝酸性窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環告10号、最新改定：平成24年環告85号）で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	平成23年10月基準値変更
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年追加
ふっ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
<p>(備考)</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日環境庁水質保全局長通知、最新改正：平成20年8月13日）別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日水環境部長通知、最新改正：平成25年3月27日）」（以下、「処理基準」という。）としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、当該部分については平成20年8月に改正し、平成21年度からの地下水質測定において適用されている。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

(ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域

イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）

ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

(イ) ローリング方式

ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。

イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2 km、その周辺地域では4～5 kmを目安とする。

ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帯水層の測定を優先的に実施する。

エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 調査範囲の設定に当たっては、帯水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。

(イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500 m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。

(ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帯状に調査する。

(エ) 汚染帯水層が判明している場合は、汚染帯水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帯水層にも移行している場合があるので、他の帯水層の測定を検討するもの

とする。

- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- (ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帯水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

ア. 概況調査

- (ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。
- (エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。
- (オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。
- (イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

③測定頻度

ア. 概況調査

- (ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

(イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

ウ. 継続監視調査

(ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。

(ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。

(エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成24年度 調査井戸数			(参考)平成23年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査	概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査
北海道・東北	北海道	91	37	199	85	52	259
	青森	19	58	112	19	40	111
	岩手	77	15	82	71	49	86
	宮城	43	3	46	40	5	46
	秋田	50	0	35	50	0	31
	山形	36	21	51	36	25	48
	福島	60	26	173	54	76	164
関東	茨城	87	104	250	85	72	241
	栃木	145	0	243	143	0	247
	群馬	151	4	68	151	19	49
	埼玉	138	36	254	139	24	262
	千葉	189	176	118	184	112	119
	東京	65	9	111	65	49	112
	神奈川	412	59	132	414	70	142
北陸・中部	新潟	45	96	91	53	123	89
	富山	76	0	23	76	11	23
	石川	75	22	93	75	23	91
	福井	60	42	100	60	91	99
	山梨	51	0	37	46	1	36
	長野	66	32	167	67	40	148
	岐阜	103	0	49	123	0	49
	静岡	69	34	127	63	32	129
	愛知	122	99	302	124	81	311
近畿	三重	8	0	20	10	0	20
	滋賀	61	54	246	59	49	260
	京都	52	42	60	50	25	61
	大阪	80	93	139	83	280	142
	兵庫	106	2	170	106	3	191
	奈良	69	7	6	67	0	7
	和歌山	77	0	12	77	0	11
中国・四国	鳥取	13	0	48	12	0	50
	島根	12	8	0	11	30	1
	岡山	31	0	12	35	0	11
	広島	41	0	12	41	10	12
	山口	123	0	81	132	0	85
	徳島	44	0	7	44	0	7
	香川	14	1	31	35	0	32
	愛媛	33	10	70	42	34	70
高知	28	1	20	28	1	20	
九州・沖縄	福岡	153	51	74	149	16	71
	佐賀	40	24	40	44	30	46
	長崎	30	27	35	33	30	35
	熊本	186	0	388	187	0	401
	大分	40	10	46	55	6	45
	宮崎	86	0	79	81	0	54
	鹿児島	91	42	70	81	11	73
	沖縄	7	0	16	7	0	16
全体（全国計）		3,655	1,245	4,545	3,692	1,520	4,613

参考資料5 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	67	1	1.5	4	0	96	57
	青森	19	1	5.3	—	—	59	24
	岩手	77	1	1.3	3	2	20	12
	宮城	43	0	0	—	—	14	8
	秋田	50	0	0	—	—	8	3
	山形	30	0	0	—	—	14	5
	福島	30	1	3.3	26	3	32	23
関東	茨城	87	5	5.7	47	18	145	92
	栃木	145	6	4.1	—	—	123	51
	群馬	151	16	10.6	—	—	23	17
	埼玉	138	11	8.0	32	8	152	83
	千葉	189	22	11.6	72	24	20	15
	東京	65	5	7.7	9	3	35	11
	神奈川	341	22	6.5	35	9	75	49
北陸・中部	新潟	45	0	0	8	0	5	2
	富山	76	0	0	—	—	7	2
	石川	75	0	0	—	—	4	0
	福井	30	0	0	7	1	12	1
	山梨	43	1	2.3	—	—	13	6
	長野	66	0	0	—	—	101	46
	岐阜	83	1	1.2	—	—	11	10
	静岡	69	0	0	—	—	26	2
近畿	愛知	122	3	2.5	35	14	68	37
	三重	8	2	25.0	—	—	2	0
	滋賀	57	1	1.8	3	1	14	3
	京都	41	1	2.4	10	0	8	6
	大阪	76	3	3.9	31	0	31	15
	兵庫	105	0	0	—	—	48	15
	奈良	69	1	1.4	—	—	5	1
中国・四国	和歌山	76	1	1.3	—	—	9	8
	鳥取	10	0	0	—	—	12	6
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	25	2	8.0	—	—	2	1
	広島	41	0	0	—	—	7	0
	山口	56	0	0	—	—	5	1
	徳島	37	0	0	—	—	4	0
	香川	9	0	0	1	1	17	8
九州・沖縄	愛媛	22	1	4.5	6	5	50	24
	高知	28	0	0	—	—	9	2
	福岡	122	1	0.8	12	5	11	7
	佐賀	22	0	0	—	—	—	—
	長崎	30	0	0	25	0	34	11
	熊本	185	4	2.2	—	—	185	73
	大分	37	2	5.4	10	0	35	13
	宮崎	48	0	0	—	—	19	5
鹿児島	77	2	2.6	25	0	54	14	
	沖縄	7	0	0	—	—	1	0
全体（全国計）	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769	

(2) 都道府県別調査結果（砒素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	88	1	1.1	9	1	40	21
	青森	19	0	0	49	2	19	1
	岩手	77	1	1.3	4	1	21	11
	宮城	43	1	2.3	1	0	14	12
	秋田	50	0	0	—	—	3	1
	山形	30	2	6.7	7	4	13	11
	福島	28	0	0	—	—	9	1
関東	茨城	85	2	2.4	30	8	46	31
	栃木	145	0	0	—	—	14	5
	群馬	103	1	1.0	—	—	3	0
	埼玉	138	3	2.2	4	2	33	29
	千葉	189	9	4.8	95	29	25	19
	東京都	65	0	0	—	—	7	5
	神奈川県	341	3	0.9	12	1	4	2
北陸・中部	新潟	45	6	13.3	24	8	5	2
	富山	76	1	1.3	—	—	2	0
	石川	75	3	4.0	15	4	15	9
	福井	30	0	0	3	0	22	7
	山梨	44	0	0	—	—	5	2
	長野	66	1	1.5	7	1	6	6
	岐阜	83	2	2.4	—	—	9	8
	静岡県	69	0	0	—	—	19	5
	愛知県	122	3	2.5	—	—	29	13
近畿	三重	8	0	0	—	—	4	1
	滋賀	54	1	1.9	17	1	31	21
	京都	32	1	3.1	3	1	11	7
	大阪	77	1	1.3	10	0	20	11
	兵庫	99	1	1.0	—	—	35	11
	奈良	69	0	0	—	—	1	1
	和歌山	77	0	0	—	—	2	2
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	7	3
	島根	11	1	9.1	8	1	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	4	1
	広島	36	1	2.8	—	—	7	0
	山口	11	1	9.1	—	—	—	—
	徳島	28	0	0	—	—	—	—
	香川	7	0	0	—	—	—	—
	愛媛	22	0	0	—	—	5	0
高知	28	0	0	—	—	—	—	
九州・沖縄	福岡	153	15	9.8	—	—	3	2
	佐賀	15	0	0	—	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	29	1
	熊本	70	3	4.3	—	—	54	33
	大分	32	0	0	—	—	5	4
	宮崎	48	0	0	—	—	7	5
	鹿児島	51	4	7.8	11	3	4	3
沖縄	7	0	0	—	—	8	6	
全体（全国計）		3,017	68	2.3	331	67	600	313

(3) 都道府県別調査結果（ふっ素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	58	1	1.7	—	—	2	2
	青森	19	0	0	16	2	20	8
	岩手	3	0	0	—	—	1	1
	宮城	34	0	0	—	—	—	—
	秋田	50	0	0	—	—	2	1
	山形	30	0	0	1	0	1	0
	福島	30	0	0	—	—	18	3
関東	茨城	87	0	0	—	—	2	1
	栃木	145	0	0	—	—	8	1
	群馬	103	0	0	—	—	3	0
	埼玉	138	0	0	—	—	—	—
	千葉	189	1	0.5	—	—	—	—
	東京	65	0	0	—	—	1	0
	神奈川	341	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	45	0	0	3	0	4	1
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	2	1
	福井	30	0	0	—	—	—	—
	山梨	44	0	0	—	—	3	1
	長野	66	0	0	5	0	7	2
	岐阜	83	0	0	—	—	14	13
	静岡	69	0	0	—	—	4	1
	愛知	122	2	1.6	11	1	28	11
近畿	三重	8	0	0	—	—	2	1
	滋賀	54	1	1.9	9	1	17	11
	京都	32	0	0	—	—	6	5
	大阪	77	1	1.3	19	0	14	6
	兵庫	101	1	1.0	—	—	32	16
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	10	0	0	—	—	10	6
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	1	3.2	—	—	3	3
	広島	41	2	4.9	—	—	7	1
	山口	25	0	0	—	—	—	—
	徳島	28	0	0	—	—	—	—
	香川	7	1	14.3	—	—	3	3
愛媛	22	0	0	6	0	2	0	
九州・沖縄	高知	28	0	0	—	—	—	—
	福岡	102	1	1.0	—	—	1	0
	佐賀	14	1	7.1	15	1	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	29	0
	熊本	144	5	3.5	—	—	72	45
	大分	37	0	0	10	0	32	2
	宮崎	55	0	0	—	—	7	1
鹿児島	52	0	0	25	0	34	4	
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体（全国計）		2,964	18	0.6	142	5	391	151

(4) 都道府県別調査結果 (テトラクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	65	0	0	15	2	63	27
	青森	19	0	0	—	—	7	4
	岩手	77	0	0	—	—	28	8
	宮城	43	0	0	—	—	14	8
	秋田	50	0	0	—	—	8	3
	山形	36	0	0	13	0	21	4
	福島	52	0	0	—	—	126	15
関東	茨城	85	0	0	27	0	43	20
	栃木	145	0	0	—	—	77	13
	群馬	151	0	0	—	—	29	3
	埼玉	138	0	0	—	—	64	16
	千葉	189	0	0	9	0	69	26
	東京	65	1	1.5	—	—	60	25
	神奈川	412	0	0	—	—	46	24
北陸・中部	新潟	30	0	0	26	0	75	9
	富山	76	0	0	—	—	12	2
	石川	75	0	0	7	0	71	3
	福井	60	0	0	32	0	75	2
	山梨	45	0	0	—	—	22	4
	長野	66	1	1.5	16	1	55	20
	岐阜	70	0	0	—	—	7	5
	静岡	69	0	0	34	2	48	5
近畿	愛知	122	0	0	36	6	113	20
	三重	8	0	0	—	—	12	3
	滋賀	57	0	0	20	0	175	15
	京都	25	0	0	24	6	34	5
	大阪	79	0	0	45	0	77	10
	兵庫	101	0	0	2	0	93	21
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	1	1
	鳥取	13	0	0	—	—	20	0
	島根	12	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	4	1
	広島	41	0	0	—	—	11	3
	山口	66	0	0	—	—	67	17
	徳島	37	0	0	—	—	3	0
	香川	9	0	0	—	—	11	4
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	4	0	22	1
	高知	28	0	0	1	1	9	1
	福岡	102	0	0	39	4	54	25
	佐賀	40	0	0	17	0	28	2
	長崎	30	0	0	24	0	30	1
	熊本	99	0	0	—	—	86	20
	大分	31	0	0	4	0	10	4
	宮崎	79	0	0	—	—	52	8
鹿児島	49	1	2.0	35	4	31	6	
沖縄	7	0	0	—	—	4	0	
全体 (全国計)	3,242	3	0.1	430	26	1,967	414	

(5) 都道府県別調査結果 (鉛)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	66	0	0	6	0	2	0
	青森	19	0	0	10	0	17	0
	岩手	77	2	2.6	8	0	8	0
	宮城	43	1	2.3	2	1	1	0
	秋田	50	0	0	—	—	1	0
	山形	30	0	0	—	—	1	0
	福島	31	0	0	—	—	2	0
関東	茨城	85	0	0	—	—	2	0
	栃木	145	0	0	—	—	5	0
	群馬	103	0	0	4	0	3	0
	埼玉	138	0	0	—	—	—	—
	千葉	189	0	0	—	—	2	1
	東京	65	0	0	—	—	9	4
	神奈川	341	2	0.6	8	0	4	0
北陸・中部	新潟	45	0	0	15	0	—	—
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	—	—
	福井	30	0	0	8	0	1	0
	山梨	46	0	0	—	—	4	0
	長野	66	0	0	2	0	1	0
	岐阜	83	0	0	—	—	—	—
	静岡	69	0	0	—	—	3	1
近畿	愛知	122	0	0	14	0	27	2
	三重	8	0	0	—	—	2	0
	滋賀	55	0	0	12	0	1	0
	京都	32	1	3.1	—	—	2	1
	大阪	77	2	2.6	6	0	9	1
	兵庫	102	1	1.0	—	—	19	3
	奈良	69	2	2.9	7	1	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	10	0	0	—	—	1	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	1	0
	広島	36	0	0	—	—	7	1
	山口	20	0	0	—	—	—	—
	徳島	28	0	0	—	—	—	—
	香川	8	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	—	—	2	0
	高知	28	0	0	—	—	—	—
	福岡	110	0	0	—	—	4	0
	佐賀	15	0	0	—	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	29	1
	熊本	70	0	0	—	—	—	—
	大分	30	0	0	—	—	—	—
	宮崎	50	0	0	—	—	6	0
鹿児島	52	1	1.9	14	0	2	0	
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体 (全国計)		2,962	12	0.4	138	2	178	15

(6) 都道府県別調査結果（ほう素）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	58	1	1.7	—	—	1	1
	青森	19	0	0	7	0	6	4
	岩手	3	0	0	—	—	3	2
	宮城	43	0	0	—	—	—	—
	秋田	50	0	0	—	—	1	0
	山形	30	0	0	—	—	1	0
	福島	27	0	0	—	—	2	0
関東	茨城	87	0	0	—	—	—	—
	栃木	145	0	0	—	—	9	2
	群馬	103	0	0	—	—	3	0
	埼玉	138	0	0	—	—	2	1
	千葉	189	0	0	—	—	1	1
	東京	65	0	0	—	—	1	1
	神奈川	341	0	0	—	—	1	0
北陸・中部	新潟	45	0	0	9	0	2	1
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	3	1
	福井	30	0	0	—	—	—	—
	山梨	43	0	0	—	—	2	0
	長野	66	0	0	5	0	3	1
	岐阜	83	0	0	—	—	3	2
	静岡	69	0	0	—	—	4	0
	愛知	122	0	0	9	1	14	7
近畿	三重	8	0	0	—	—	2	0
	滋賀	54	0	0	10	1	2	1
	京都	32	0	0	4	1	2	2
	大阪	77	0	0	—	—	7	4
	兵庫	104	0	0	—	—	6	2
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	7	5
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	—	—
	広島	41	1	2.4	—	—	7	0
	山口	21	0	0	—	—	1	1
	徳島	28	0	0	—	—	—	—
	香川	8	0	0	—	—	1	1
	愛媛	22	0	0	—	—	2	0
	高知	28	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	福岡	102	0	0	—	—	—	—
	佐賀	12	0	0	—	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	29	0
	熊本	70	1	1.4	—	—	40	2
	大分	28	0	0	2	0	2	0
	宮崎	50	0	0	—	—	5	0
	鹿児島	41	0	0	—	—	—	—
沖縄	7	0	0	—	—	1	1	
全体（全国計）	2,868	3	0.1	68	3	176	43	

(7) 都道府県別調査結果（トリクロロエチレン）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	65	0	0	15	2	55	0
	青森	19	0	0	—	—	7	1
	岩手	77	0	0	—	—	28	3
	宮城	43	0	0	—	—	14	1
	秋田	50	0	0	—	—	18	2
	山形	36	0	0	13	0	24	0
	福島	52	0	0	—	—	126	6
関東	茨城	85	0	0	37	0	22	1
	栃木	145	0	0	—	—	95	7
	群馬	151	0	0	—	—	37	1
	埼玉	138	0	0	—	—	68	8
	千葉	189	2	1.1	9	0	69	14
	東京	65	0	0	—	—	60	5
	神奈川	412	0	0	—	—	51	9
北陸・中部	新潟	30	0	0	26	0	75	7
	富山	76	0	0	—	—	5	0
	石川	75	0	0	7	0	71	1
	福井	60	0	0	32	1	76	6
	山梨	46	0	0	—	—	22	1
	長野	66	0	0	30	0	55	10
	岐阜	70	0	0	—	—	1	0
	静岡	69	0	0	34	2	71	11
	愛知	122	0	0	48	1	119	24
近畿	三重	8	0	0	—	—	13	1
	滋賀	57	0	0	20	0	175	9
	京都	25	0	0	24	0	34	1
	大阪	79	0	0	47	1	78	9
	兵庫	101	0	0	2	0	93	9
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	13	0	0	—	—	20	5
	島根	12	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	5	1
	広島	41	0	0	—	—	12	1
	山口	67	0	0	—	—	67	1
	徳島	37	0	0	—	—	3	0
	香川	10	0	0	—	—	11	0
	愛媛	12	0	0	4	0	11	0
高知	28	0	0	1	0	9	0	
九州・沖縄	福岡	102	0	0	39	0	50	2
	佐賀	40	0	0	17	0	28	6
	長崎	30	0	0	24	1	30	1
	熊本	99	0	0	—	—	110	5
	大分	31	0	0	4	0	16	1
	宮崎	79	0	0	—	—	52	0
	鹿児島	49	0	0	35	0	31	1
	沖縄	7	0	0	—	—	4	0
全体（全国計）	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171	

(8) 都道府県別調査結果 (塩化ビニルモノマー)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	65	0	0	4	0	47	0
	青森	19	0	0	—	—	7	1
	岩手	3	0	0	—	—	19	0
	宮城	43	0	0	—	—	15	0
	秋田	50	0	0	—	—	17	2
	山形	30	0	0	13	0	12	2
	福島	46	0	0	—	—	36	5
関東	茨城	85	0	0	37	0	—	—
	栃木	79	0	0	—	—	99	5
	群馬	103	0	0	—	—	3	0
	埼玉	138	0	0	—	—	66	2
	千葉	189	0	0	9	1	41	8
	東京	18	0	0	—	—	—	—
	神奈川	341	1	0.3	5	0	20	2
北陸・中部	新潟	5	0	0	26	2	76	15
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	7	0	43	2
	福井	60	0	0	32	0	76	2
	山梨	46	0	0	—	—	19	0
	長野	50	0	0	7	0	55	0
	岐阜	77	0	0	—	—	—	—
	静岡	69	0	0	—	—	28	0
	愛知	122	0	0	11	3	102	4
近畿	三重	8	0	0	—	—	17	0
	滋賀	57	0	0	20	1	175	3
	京都	25	0	0	24	1	34	0
	大阪	79	0	0	48	6	63	22
	兵庫	101	0	0	2	0	70	5
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	20	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	2	0
	広島	31	0	0	—	—	11	0
	山口	2	0	0	—	—	5	0
	徳島	33	0	0	—	—	—	—
	香川	1	0	0	—	—	—	—
	愛媛	33	0	0	—	—	6	0
高知	28	0	0	1	0	6	0	
九州・沖縄	福岡	102	0	0	—	—	12	1
	佐賀	7	0	0	5	0	9	1
	長崎	30	0	0	22	0	29	0
	熊本	87	0	0	—	—	106	0
	大分	11	0	0	—	—	—	—
	宮崎	48	0	0	—	—	15	1
	鹿児島	39	0	0	—	—	—	—
沖縄	7	0	0	—	—	4	0	
全体 (全国計)	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83	

(9) 都道府県別調査結果 (1,2-ジクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	65	0	0	15	2	50	4
	青森	19	0	0	—	—	7	1
	岩手	77	0	0	—	—	28	3
	宮城	43	0	0	—	—	14	1
	秋田	50	0	0	—	—	10	1
	山形	30	0	0	13	0	17	2
	福島	50	0	0	—	—	101	13
関東	茨城	85	0	0	37	0	2	0
	栃木	145	0	0	—	—	99	7
	群馬	103	0	0	—	—	38	3
	埼玉	138	0	0	—	—	64	4
	千葉	189	0	0	9	0	69	7
	東京	60	0	0	—	—	60	5
	神奈川	412	0	0	4	0	37	7
北陸・中部	新潟	30	0	0	26	0	76	16
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	7	0	71	2
	福井	60	0	0	32	1	76	2
	山梨	46	0	0	—	—	22	1
	長野	66	0	0	30	0	55	2
	岐阜	70	0	0	—	—	—	—
	静岡	69	0	0	—	—	54	2
	愛知	122	0	0	36	4	131	20
近畿	三重	8	0	0	—	—	17	0
	滋賀	57	1	1.8	20	1	175	6
	京都	22	0	0	24	1	34	0
	大阪	79	0	0	48	4	79	20
	兵庫	101	1	1.0	2	0	84	10
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	20	0
	島根	12	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	5	0
	広島	36	0	0	—	—	8	0
	山口	14	0	0	—	—	47	3
	徳島	33	0	0	—	—	—	—
	香川	8	0	0	—	—	5	1
	愛媛	33	0	0	4	0	11	0
	高知	28	0	0	1	0	9	0
九州・沖縄	福岡	102	0	0	39	0	30	6
	佐賀	32	0	0	17	0	4	0
	長崎	30	0	0	24	0	30	1
	熊本	87	0	0	—	—	106	3
	大分	31	0	0	4	0	16	1
	宮崎	65	0	0	—	—	38	0
	鹿児島	45	0	0	35	0	27	0
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体(全国計)	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154	

(10) 都道府県別調査結果 (1,4-ジオキサン)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	65	0	0	—	—	—	—
	青森	19	0	0	—	—	—	—
	岩手	3	0	0	—	—	—	—
	宮城	43	0	0	—	—	15	0
	秋田	50	0	0	—	—	—	—
	山形	7	0	0	—	—	—	—
	福島	27	0	0	—	—	1	0
関東	茨城	85	0	0	—	—	—	—
	栃木	79	0	0	—	—	—	—
	群馬	103	0	0	—	—	3	0
	埼玉	138	0	0	—	—	2	0
	千葉	189	0	0	—	—	—	—
	東京都	18	0	0	—	—	—	—
	神奈川県	341	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	45	0	0	—	—	—	—
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	—	—
	福井	30	0	0	—	—	12	0
	山梨	43	0	0	—	—	1	0
	長野	50	0	0	—	—	12	0
	岐阜	70	0	0	—	—	—	—
	静岡県	69	0	0	—	—	—	—
	愛知県	122	1	0.8	3	2	3	1
近畿	三重	8	0	0	—	—	2	0
	滋賀	54	0	0	—	—	1	0
	京都	25	0	0	—	—	—	—
	大阪	76	0	0	—	—	2	1
	兵庫	105	0	0	—	—	—	—
	奈良	69	0	0	—	—	—	—
	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	—	—
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	—	—
	広島	31	0	0	—	—	—	—
	山口	9	0	0	—	—	—	—
	徳島	30	0	0	—	—	—	—
	香川	1	0	0	—	—	—	—
愛媛	33	0	0	—	—	6	0	
高知	28	0	0	1	0	—	—	
九州・沖縄	福岡	102	0	0	—	—	—	—
	佐賀	14	0	0	—	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	29	0
	熊本	76	0	0	—	—	—	—
	大分	11	0	0	—	—	—	—
	宮崎	48	0	0	—	—	3	0
	鹿児島	39	0	0	—	—	—	—
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体 (全国計)		2,672	1	0.0	26	2	92	2

参考資料6 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下	
	2	3,258	0	0	17	0	282	0			
	3	3,026	0	0	26	0	477	0			
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0			
	5	2,625	0	0	113	0	641	0			
	6	2,204	0	0	50	0	687	0			
	7	2,122	0	0	86	0	646	0			
	8	2,100	0	0	26	0	680	0			
	9	2,094	0	0	41	0	748	0			
	10	3,102	0	0	50	0	340	0			
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0	環境基準	0.01 mg/L 以下	
	12	2,997	0	0	35	0	252	0			
	13	3,003	0	0	45	0	237	0			
	14	3,242	0	0	25	0	298	0			
	15	3,591	0	0	31	0	308	0			
	16	3,247	0	0	73	0	246	0			
	17	3,092	0	0	56	0	216	0			
	18	3,166	0	0	27	0	117	0			
	19	3,160	0	0	56	0	154	0			
	20	2,871	0	0	48	0	230	0			
	21	3,185	0	0	24	0	79	0			
	22	2,996	0	0	52	0	54	0			
	23	2,910	2	0	76	0	31	1			0.003 mg/L 以下
	24	2,899	0	0.0	24	0	49	2			
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出され ないこと	
	2	3,170	0	0	29	0	272	0			
	3	2,961	0	0	24	0	444	1			
	4	2,699	0	0	25	0	554	0			
	5	2,462	0	0	46	0	609	1			
	6	1,995	0	0	32	0	648	0			
	7	2,010	0	0	41	0	626	0			
	8	1,899	0	0	25	0	645	0			
	9	1,909	0	0	45	0	715	0			
	10	2,659	0	0	42	0	282	0			環境基準
	11	2,786	0	0	25	0	297	0			
	12	2,616	0	0	26	0	230	0			
	13	2,660	0	0	47	0	225	0			
	14	2,639	0	0	28	2	284	0			
	15	2,870	0	0	50	2	300	0			
	16	2,723	0	0	46	0	236	0			
	17	2,830	0	0	28	0	218	1			
	18	2,904	0	0	40	0	120	1			
	19	2,737	0	0	44	0	155	0			
	20	2,508	0	0	40	0	234	0			
	21	2,904	0	0	21	0	101	0			
	22	2,774	0	0	36	0	73	0			
	23	2,713	0	0	30	0	54	0			
	24	2,642	0	0	27	0	60	1			

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

注3:カドミウムについては、平成23年10月環境省告示第95号において基準値が0.01 mg/L から0.003 mg/L 以下に改正されている。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7	環境基準	0.01 mg/L 以下
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10		
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9		
	22	3,041	12	0.4	426	14	173	9		
	23	2,975	13	0.4	282	4	149	16		
	24	2,962	12	0.4	138	2	178	15		
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8	環境基準	0.05 mg/L 以下
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		
	20	3,116	0	0	68	1	294	15		
	21	3,189	0	0	48	27	140	14		
	22	3,015	0	0	43	0	124	21		
	23	2,882	0	0	33	0	117	22		
	24	2,849	0	0	50	0	129	20		

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過 数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315		
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292		
	22	3,088	66	2.1	589	78	580	300		
	23	3,038	57	1.9	440	85	582	308		
	24	3,017	68	2.3	331	67	600	313		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15	環境基準	0.0005 mg/L 以下
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		
	20	2,944	2	0.1	71	5	275	25		
	21	3,154	2	0.1	39	4	145	23		
	22	2,999	0	0	45	2	119	24		
	23	2,908	0	0	75	3	107	21		
	24	2,886	1	0.0	46	5	117	19		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出され ないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0	環境基準	検出され ないこと
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
	20	545	0	0	22	0	53	0		
	21	523	0	0	30	0	43	0		
	22	500	0	0	35	0	38	0		
	23	692	0	0	22	0	38	0		
	24	450	0	0	26	0	41	0		
PCB	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出され ないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0	環境基準	検出され ないこと
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	20	1,685	0	0	48	0	55	0		
	21	2,082	0	0	21	0	30	0		
	22	2,005	0	0	35	0	32	0		
	23	1,946	0	0	23	0	15	0		
	24	1,969	0	0	22	0	20	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
トリクロロエチ レン	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279	環境基準	0.03 mg/L 以下
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237		
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226		
	22	3,366	1	0.0	464	15	2,123	215		
	23	3,285	1	0.0	387	13	2,049	182		
	24	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171		
テトラクロロエ チレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
	20	3,660	9	0.2	411	24	2,472	520		
	21	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513		
	22	3,363	4	0.1	453	8	2,083	473		
	23	3,283	7	0.2	393	18	2,004	448		
	24	3,242	3	0.1	430	26	1,967	414		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,1-トリクロ ロエタン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導指 針	0.3mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5	評価基準	1 mg/L 以下
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3	環境基準	1 mg/L 以下
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0		
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0		
	22	3,222	0	0	309	0	1,355	0		
	23	3,189	0	0	239	0	1,212	0		
	24	3,150	0	0	216	0	1,196	0		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導指 針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34	環境基準	0.002 mg/L 以下
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		
	20	3,379	0	0	72	2	799	26		
	21	3,340	1	0.0	102	1	702	24		
	22	3,120	1	0.0	193	1	653	29		
	23	3,036	0	0.0	153	2	567	21		
	24	3,005	0	0	170	3	556	19		

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考				
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値			
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下			
	6	2,639	0	0	88	0	738	1					
	7	2,915	0	0	151	0	705	1					
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2					
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0	環境基準	0.02 mg/L 以下			
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0					
	11	3,740	0	0	223	0	770	3					
	12	3,534	0	0	229	0	744	0					
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0					
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0					
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0					
	16	3,535	0	0	141	0	877	0					
	17	3,381	0	0	52	0	730	1					
	18	3,455	0	0	97	1	627	1					
	19	3,370	0	0	88	0	571	0					
	20	3,276	0	0	72	0	557	0					
	21	3,349	0	0	98	0	486	0					
	22	3,178	0	0	141	0	467	0					
	23	3,121	0	0	145	0	398	0					
	24	3,077	0	0	138	0	389	0					
	1,2-ジクロロ エタン	5	924	0	0	29	0	399			0	評価基準	0.004 mg/L 以下
		6	2,643	1	0.0	169	0	822			1		
		7	2,853	0	0	271	1	867			0		
		8	2,856	0	0	212	1	1,210			4		
9		2,762	1	0.0	123	0	1,295	2	環境基準	0.004 mg/L 以下			
10		3,580	0	0	328	9	867	5					
11		3,687	1	0.0	254	0	1,030	7					
12		3,301	0	0	296	6	959	6					
13		3,316	0	0	345	1	1,055	12					
14		3,360	2	0.1	155	0	1,094	11					
15		3,555	0	0	148	0	1,129	9					
16		3,267	0	0	172	0	1,104	9					
17		3,136	0	0	55	0	1,102	7					
18		3,300	1	0.0	120	1	872	8					
19		3,198	0	0	112	0	690	10					
20		3,120	0	0	88	0	650	5					
21		3,203	0	0	105	0	580	7					
22		3,025	0	0	177	1	597	4					
23		2,984	0	0	145	0	535	3					
24		2,953	0	0	178	0	516	5					

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
1,1-ジクロロ エチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下	
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13			
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31			
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32			
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24	環境基準	0.02 mg/L 以下	
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26			
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35			
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37			
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41			
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40			
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38			
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39			
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46			
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33			
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30			
	20	3,337	0	0	340	0	1,885	31			
	21	3,306	0	0	347	0	1,804	2			
	22	3,078	0	0	468	0	1,764	4			
	23	3,037	0	0	342	0	1,750	3			
	24	3,001	0	0	419	0	1,721	3			
	1,1,2-トリクロ ロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
		6	2,637	0	0	162	0	782	0		
		7	2,843	0	0	226	0	812	2		
		8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
9		2,836	0	0	123	0	1,264	0	環境基準	0.006 mg/L 以下	
10		3,574	0	0	174	0	854	0			
11		3,679	0	0	239	0	989	6			
12		3,286	0	0	278	2	962	6			
13		3,308	0	0	307	1	1,052	4			
14		3,359	0	0	146	0	1,084	5			
15		3,590	0	0	148	0	1,120	3			
16		3,259	1	0.0	191	1	1,107	2			
17		3,127	0	0	74	0	1,014	4			
18		3,240	1	0.0	159	2	773	4			
19		3,136	1	0.0	118	0	715	9			
20		2,987	0	0	65	2	659	3			
21		3,170	1	0.0	123	0	583	1			
22		2,938	0	0	175	0	599	1			
23		2,878	0	0	153	0	522	0			
24		2,851	1	0.0	183	0	529	1			

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,3-ジクロロ プロペン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0	環境基準	0.002 mg/L 以下
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
	20	2,799	0	0	46	0	317	0		
	21	2,922	0	0	89	0	261	0		
	22	2,773	0	0	124	0	270	0		
	23	2,661	0	0	93	0	216	0		
	24	2,646	0	0	116	0	220	0		
チウラム	5	892	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0	環境基準	0.006 mg/L 以下
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
	20	2,330	0	0	15	0	90	0		
	21	2,585	0	0	0	0	53	0		
	22	2,509	0	0	14	0	47	0		
	23	2,432	0	0	1	0	32	0		
	24	2,451	0	0	1	0	35	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0	環境基準	0.003 mg/L 以下
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		
	20	2,391	0	0	15	0	91	0		
	21	2,643	0	0	0	0	52	0		
	22	2,563	0	0	14	0	47	0		
	23	2,420	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
チオベンカル ブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0	環境基準	0.02 mg/L 以下
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
	20	2,327	0	0	15	0	90	0		
	21	2,583	0	0	0	0	52	0		
	22	2,506	0	0	14	0	47	0		
	23	2,419	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
	20	3,238	0	0	156	0	431	5		
	21	3,277	0	0	139	1	367	4		
	22	3,106	0	0	177	0	353	3		
	23	3,044	0	0	154	0	302	3		
	24	2,999	0	0	158	0	324	3		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		
	20	2,624	0	0	64	0	208	0		
	21	2,965	0	0	21	0	81	0		
	22	2,818	0	0	49	0	58	0		
	23	2,738	0	0	23	0	47	0		
	24	2,725	0	0	22	0	46	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
	21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788		
	22	3,361	144	4.3	691	160	1,723	813		
	23	3,227	117	3.6	427	89	1,677	796		
24	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769			
ふっ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
	21	3,527	17	0.5	155	5	365	138		
	22	3,088	20	0.6	253	20	380	156		
	23	3,027	21	0.7	184	14	362	158		
24	2,964	18	0.6	142	5	391	151			
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
	21	3,068	7	0.2	48	0	203	45		
	22	2,956	9	0.3	176	11	176	44		
	23	2,926	7	0.2	101	11	162	41		
24	2,868	3	0.1	68	3	176	43			

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
塩化ビニルモノマー	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002 mg/L 以下
	22	2,311	4	0.2	282	5	852	48		
	23	2,764	7	0.3	295	13	1,189	57		
	24	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83		
1,2-ジクロロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04 mg/L 以下
	22	2,935	0	0	325	3	1,833	160		
	23	3,133	3	0	321	5	1,846	162		
	24	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154		
1,4-ジオキサン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05 mg/L 以下
	22	2,456	0	0	52	0	116	0		
	23	2,731	1	0.0	61	1	83	1		
	24	2,672	1	0.0	26	2	92	2		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

(参考)平成6～10年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	6	1,685	47	2.8
	7	1,945	98	5.0
	8	1,918	94	4.9
	9	2,654	173	6.5
	10	3,897	244	6.3
	計	12,099	656	5.4
ふっ素	6	571	6	1.1
	7	612	3	0.5
	8	567	7	1.2
	9	648	4	0.6
	10	855	14	1.6
	計	3,253	34	1.0
ほう素	6	154	1	0.6
	7	157	1	0.6
	8	192	0	0
	9	215	1	0.5
	10	558	1	0.2
	計	1,276	4	0.3

注:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成5年に要監視項目として設定され、平成11年に環境基準項目に移行した。その間、平成6年度から10年度まで要監視項目として行われた測定の結果(累積)をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超過した井戸の数である。

参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成 24 年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

水質汚濁防止法第 15 条に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の 100 倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位 10 本の井戸

※濃度は調査区分ごとの年平均値

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明が追加されている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第 15 条に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ナトリウム	1	継続監視調査	0.0089 (3倍)	福島県只見町蒲生	2011	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	自然由来	-	-	対策の予定はない (汚染原因が自然由来であるため)	-
全シアン	1	継続監視調査	0.1 (1倍)	静岡県浜松市浜北区平口	2007	生活用水	特に対応していない (原因業者敷地内観測井戸のため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	自動車部品・付属品製造業	行政指導	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	汚染原因者
鉛	1	継続監視調査	0.098 (9.8倍)	兵庫県朝来市生野町竹原野	1994	利用していない	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない (汚染原因が自然由来であるため)	-
	1	概況調査	0.098 (9.8倍)	奈良県香芝市五位堂	2012	飲用以外の生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない (汚染原因が自然由来であるため)	-
六価クロム	1	継続監視調査	2.9 (58倍)	岐阜県関市旭ヶ丘	2009	個人等の飲料用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	対応していない（汚染事業場も含め多数の事業場が存在しており、汚染原因者の特定等ができないため）	対策の予定はない (モニタリングの継続)	-
砒素	1	汚染井戸周辺地区調査	0.56 (56倍)	山形県米沢市成島町	2011	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他（関係機関への情報提供）	自然由来	-	-	対策の予定はない (汚染原因が自然由来であり、飲用指導により健康被害の恐れがないため)	-
総水銀	1	継続監視調査	0.019 (38倍)	福井県越前市家久	2007	利用していない	特に対応していない (モニタリング用井戸のみのため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
四塩化炭素	1	継続監視調査	0.028 (14倍)	静岡県静岡市清水三保	1998	生活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	行政指導	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニ ルモノマ ー	1	継続監視調 査	2.4 (1200倍)	秋田県由利 本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない (飲用とされていない ため)	廃棄物（最終処 分場・不法投棄） 、工場・事業場 の排水・廃液・ 原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	2	継続監視調 査	1.3 (650倍)	栃木県野木 町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、定期モニタリン グ体制の整備	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電気照明器具製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	3	継続監視調 査	1.2 (600倍)	栃木県栃木 市菌部町	2011	不明	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討 中	汚染原因者以外 の土地所有者
	4	継続監視調 査	0.96 (480倍)	大阪府堺市 美原区今井	1999	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指導	-	-	-	-	-
	5	継続監視調 査	0.88 (440倍)	新潟県阿賀 野市中央町	1991	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、その他（原因者 への口頭指導、原因 者への文書指導）	廃棄物（最終処 分場・不法投棄） 、工場・事業場 の排水・廃液・ 原料等	洗濯業	行政指導	-	-
	6	継続監視調 査	0.50 (250倍)	新潟県弥彦 村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、その他（原因者 への口頭指導）	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	金属被覆・彫刻業、熱処理業以 外の金属製品製造業	汚染拡大防止のための浄 化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	7	継続監視調 査	0.47 (235倍)	大阪府高槻 市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない (水道事業者が浄化装 置を設置済みのため)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	有機化学工業製品製造業以外の 化学工業	行政指導	地下水揚水処理、原 位置処理（ハイドロメ テレーション以外）、汚 染土壌の処理	複数の汚染原因 者
	7	継続監視調 査	0.47 (235倍)	大阪府高槻 市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない (水道事業者が浄化装 置を設置済みのため)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	有機化学工業製品製造業以外の 化学工業、	行政指導	地下水揚水処理、原 位置処理（ハイドロメ テレーション以外）、汚 染土壌の処理	複数の汚染原因 者

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニルモノマー	9	継続監視調査	0.41 (205倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業	行政指導	地下空気汚染対策	汚染原因者
	10	継続監視調査	0.33 (165倍)	兵庫県西宮市下大市東町	1995	利用していない	特に対応していない（観測用井戸のため）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	対応していない（土壌汚染地域回復モデル事業として実施）	-	-
1,2-ジクロロエタン	1	継続監視調査	0.0076 (1.9倍)	福島県須賀川町滑川	2006	工業用水	特に対応していない（飲用されておらず、原因者が特定できていないため）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属被覆・彫刻業、熱処理業	対応していない（発生源の特定に至っていない）	-	-
1,1-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.38 (3.8倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業	行政指導	地下空気汚染対策	汚染原因者
1,2-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	21 (525倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない（飲用とされていないため）	廃棄物（最終処分場・不法投棄）、工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	2	継続監視調査	13 (325倍)	栃木県栃木市園部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討中	汚染原因者以外の土地所有者
	3	継続監視調査	7.1 (178倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属被覆・彫刻業、熱処理業以外の金属製品製造業	汚染拡大防止のための浄化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	4	継続監視調査	6.7 (168倍)	千葉県松戸市松飛台	1986	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	汚染原因者、汚染原因者以外の土地所有者のいずれにも該当しない地方公共団体

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1,2-ジクロロエチレン	5	継続監視調査	5.8 (145倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない (水道事業者が浄化装置を設置済みのため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業以外の化学工業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理（バイオフィエーション以外）、汚染土壌の処理	複数の汚染原因者
1,1,2-トリクロロエタン	1	継続監視調査	0.016 (2倍)	宮崎県延岡市旭町	1998	生活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	行政指導	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	1	継続監視調査	42 (1400倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
	2	継続監視調査	20 (667倍)	栃木県栃木市園部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討中	汚染原因者以外の土地所有者
	3	継続監視調査	19 (633倍)	大阪府四條畷市砂	2010	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	-	対策の予定はない (汚染原因者不特定のため)	-
	4	継続監視調査	9.2 (307倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない (飲用とされていないため)	廃棄物（最終処分場・不法投棄）、工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	5	継続監視調査	4.7 (157倍)	福井県越前町小曾原(南部)	1998	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理、バイオフィエーション以外の原位置処理、土壌ガス吸引処理、バリア井戸の設置	汚染原因者
テトラクロロエチレン	1	継続監視調査	12 (1200倍)	千葉県松戸市六実	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエ チレン	1	継続監視調 査	12 （1200倍）	兵庫県明石 市魚住町	2002	生活用水、その他 （観測井戸）	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土 壌ガス吸引処理	汚染原因者
	3	継続監視調 査	9.0 （900倍）	千葉県松戸 市紙敷	1988	生活用水、工業用 水、農業用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え、その他（原因 者への文書指導）	-	洗濯業	行政指導	土壌ガス吸引処理、 汚染土壌の処理	汚染原因者
	4	継続監視調 査	8.2 （820倍）	栃木県益子 町塙	2009	その他（地下水質 観測用）	特に対応していない （事業者敷地内の観測 用井戸のため）	廃棄物（最終処 分場・不法投棄） 、工場・事業場 の排水・廃液・ 原料等	光学機械器具・レンズ製造業	行政指導	地下水揚水処理、そ の他の処理（透過性 地下水浄化壁）	汚染原因者
	5	継続監視調 査	4.6 （460倍）	千葉県千葉 市若葉区若 松町	2011	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	-	-	-	-
	6	継続監視調 査	4.2 （420倍）	福岡県福岡 市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	-	-	-	-
	7	継続監視調 査	3.4 （340倍）	福岡県福岡 市田島	1988	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、その他（原因者 への口頭指導）	廃棄物（最終処 分場・不法投棄） 、工場・事業場 の排水・廃液・ 原料等	洗濯業	浄化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	8	継続監視調 査	2.4 （240倍）	千葉県船橋 市二宮1丁 目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者、汚 染原因者以外の 土地所有者いず れにも該当しな い地方公共団体
	9	継続監視調 査	2.4 （240倍）	熊本県熊本 市琴平	1985	個人等の飲用水、 生活用水、工業用 水、その他（観測 井戸）	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	-	-	地下水揚水処理	汚染原因者、汚 染原因者以外の 土地所有者いず れにも該当しな い地方公共団体

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエ チレン	10	継続監視調 査	2.3 (230倍)	宮城県栗原 市築館萩沢	1986	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え、その他（原因 者への口頭指導、原 因者への文書指導）	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	染色整理業以外の繊維工業	行政指導	対策の予定はない (水源転換完了)	-
	11	継続監視調 査	1.1 (110倍)	千葉県千葉 市若葉区小 倉台6丁目	1991	-	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	-	-	-	-
	12	継続監視調 査	1.1 (110倍)	兵庫県明石 市大久保町	1987	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え、その他（原因 者への口頭指導）	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土 壌ガス吸引処理、汚 染土壌の処理	汚染原因者
	13	継続監視調 査	1.0 (100倍)	熊本県熊本 市清水町大 窪	1985	生活用水、工業用 水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土 壌ガス吸引処理	法的整備がなく 急を要する状況 で自治体の実 施、現在は汚染 原因者が引き継 いだ
ベンゼン	1	継続監視調 査	0.59 (59倍)	大阪府豊中 市神州町	2000	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指導	廃棄物（最終処 分場・不法投棄）	-	-	対策の予定はない (汚染原因が不特定 のため)	-
ふっ素	1	継続監視調 査	19 (24倍)	岐阜県恵那 市明智町	2010	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	自然由来	-	-	対策の予定はない (汚染原因が自然由 来のため)	-
ほう素	1	継続監視調 査	16 (16倍)	京都府宇治 市木幡	2011	利用していない	特に対応していない (事業者敷地内の観 測用井戸のため)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1,4-ジ`オ キサン	1	汚染井戸周 辺地区調査	0.16 (3.2倍)	愛知県小牧 市大字大草	2012	個人等の飲用水、 生活排水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない (汚染原因不明のた め)	-

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策 浄化等対策の内容
									窒素負荷低減等の対 策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性 窒素	1	概況調査 （ローリング 方式）	310 （31倍）	神奈川県横浜 市神奈川区西 寺尾三丁目	2012	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導	-	負荷低減対策の予定 はない	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない（原 因不明のため）
	2	継続監視 調査	130 （13倍）	栃木県栃木市 藤岡町藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導	-	負荷低減対策検討中	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない（使 用方法の指導と継続監 視を実施する）
	3	継続監視 調査	100 （10倍）	埼玉県深谷市 榎引	2000	生活用水、農業用 水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	施肥	負荷低減対策検討中	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない
	4	継続監視 調査	83 （8.3倍）	埼玉県深谷市 大谷	1999	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	施肥	負荷低減対策検討中	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない
	5	継続監視 調査	81 （8.1倍）	埼玉県白岡市 荒井新田	2011	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導	家畜排泄 物、施肥	負荷低減対策検討中	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない

地下水質測定結果（水濁法第15条に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明年度	周辺の地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策 浄化等対策の内容
									窒素負荷低減等の対策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性 窒素	6	汚染井戸 周辺地区 調査	79 (7.9倍)	愛知県田原市 大久保町	2012	工業用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導	-	負荷低減対策検討中	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない（原 因不明のため）
	7	継続監視 調査	76 (7.6倍)	茨城県坂東市 神田山	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	家畜排せつ物の適正 処理、施肥の適正 化、生活排水の適正 処理	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない（浄 化対策の手法が確立し てないため）
	8	継続監視 調査	65 (6.5倍)	茨城県坂東市 長須	2005	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、上水道への切り 替え	-	家畜排せつ物の適正 処理、施肥の適正 化、生活排水の適正 処理	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない（浄 化対策の手法が確立し てないため）
	9	継続監視 調査	64 (6.4倍)	北海道旭川市 永山	2005	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導	-	負荷低減対策の予定 はない（汚染源が不 明であるため）	設置の予定なし （汚染源が不明で あり、また周辺へ の汚染も確認され ていないことから、 モニタリング を継続する）	策定の予定なし （北海道で平成16 年4月に「硝酸性窒 素及び亜硝酸性窒 素に係る健全な水 循環確保のための 基本方針」を策 定）	対策の予定はない（原 因不明のため）
	10	継続監視 調査	61 (6.1倍)	京都府宇治市 木幡	2008	生活用水	井戸所有者への飲用 方法・使用方法の指 導、定期的なモニタ リング体制の整備	-	-	-	-	-

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成24年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成24年度は、774本の井戸において測定が行われ、フェニトロチオン(MEP)、全マンガン及びウランに指針値超過がみられた。

- ・フェニトロチオン (290本中 1本 (超過率 0.3%))
- ・全マンガン (352本中 40本 (超過率 11.4%))
- ・ウラン (273本中 1本 (超過率 0.4%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成24年度				平成6～23年度				指針値 (mg/L以下)
	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	
クロホルム	588	0	0	26	9,436	0	0	42	0.060
1,2-ジクロロエタン	418	0	0	20	6,756	0	0	40	0.060
p-ジクロロベンゼン	418	0	0	20	6,605	0	0	40	0.200
イソキサチオン	279	0	0	18	4,568	0	0	40	0.008
ダイアジノン	279	0	0	18	4,624	0	0	40	0.005
フェニトロチオン (MEP)	290	1	0.3	20	4,588	0	0	40	0.003
イソプロチオン	290	0	0	20	4,529	0	0	40	0.040
オキシ銅 (有機銅)	269	0	0	19	4,410	0	0	40	0.040
クロタロニル (TPN)	302	0	0	21	4,577	0	0	40	0.050
プロピザミド	290	0	0	19	4,557	0	0	40	0.008
E P N	405	0	0	19	8,692	0	0	41	0.006
ジクロロホス (DVP)	279	0	0	19	4,486	0	0	40	0.008
フェノアカルブ (BPMC)	279	0	0	19	4,480	0	0	40	0.030
イプロベンホス (IBP)	279	0	0	19	4,443	0	0	40	0.008
クロニトロフェン (CNP)	300	0	0	19	4,924	-	-	41	-
トルエン	425	0	0	21	7,203	0	0	41	0.600
キシレン	425	0	0	21	7,207	1	0.0	41	0.400
フタル酸ジエチルヘキシル	206	0	0	16	4,417	1	0.0	40	0.060
ニッケル	347	0	0	19	6,080	-	-	40	-
モリブデン	278	0	0	18	4,858	2	0.0	40	0.070
アンチモン	292	0	0	17	5,880	1	0.0	40	0.020
エピクロヒドリン	148	0	0	12	1,360	0	0	13	0.0004
全マンガン	352	40	11.4	18	2,702	296	11.0	21	0.200
ウラン	273	1	0.4	15	1,735	12	0.7	16	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6～23年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。